

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主やお客様をはじめ、取引先、従業員等、あらゆるステークホルダーと良好な関係を築き、持続的に企業価値を向上させることが経営の重要課題と捉えております。そのため、意思決定や業務執行の迅速性を図り、経営の効率性・透明性を高めるとともに、リスク管理・コンプライアンス体制の強化等、実行性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、すべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住本 幸士	7,434,000	70.50
島田 雄太	300,000	2.85
治田 知明	100,000	0.95

支配株主(親会社を除く)の有無	住本 幸士
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	4月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引は行わない方針ですが、例外的に支配株主との取引が生じる場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めております。

なお、ガバナンス体制をさらに強化することを目的として、社外取締役1名の追加就任、及び、任意の指名報酬委員会設置の早期実現に向けて取り組んでまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高島 和明	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上及びガバナンス強化に対する意欲を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上及びガバナンス強化に対する意欲を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、2021年10月27日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内(決議時点の取締役の員数は3名)、と決議されております。取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会にて適正な報酬額を決定しております。なお、役員の報酬に、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬に該当する者はありません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役と社外監査役を含む全役員に対して、取締役会における充実した議論に資するため、事前に取締役会資料を送付し、必要に応じて補足説明等も行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款および法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。議長は代表取締役社長である住本幸士が務めております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役は、取締役会等の重要な会議

の出席や、各取締役等からの報告收受などに取り組んでおります。監査役会は毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会は、監査方針・監査計画ならびに監査の状況および結果について適宜協議を行い、各監査役による監査の実効性を確保するための体制整備に努めております。議長は常勤監査役である塚原謙二が努めております。

d. 内部監査担当

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査担当（専任者1名）が行っております。内部監査担当は、内部監査規程及び内部監査計画等に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続及び内容の妥当性等について、各部門の監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、内部監査担当は、その後の改善状況について確認し、フォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。また、内部監査担当と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を行っております。監査役・会計監査人との三様監査会議は概ね3カ月に一度程度実施しております。

e. リスク管理・コンプライアンス委員会

当社は、リスク防止に関する方針及び対策等を審議し、法令・諸規則等遵守経営の徹底を図るためリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。当委員会は、取締役3名、常勤監査役1名を中心に構成され、その他従業員（内部監査担当、事業本部内各事業部長及び事業部長が部門内で指名する者、管理本部経理財務部長、運営事務局メンバー）が参加し、原則として、四半期に1回以上開催するほか、必要に応じて開催することとしております。リスク管理については、経営リスク、法令リスク、情報セキュリティリスク及び災害リスクの適正な管理のため、これらのリスクについて管理責任者を定め、リスク管理のための体制を整備しております。コンプライアンスについては当社及び当社に勤務する者による違法行為を未然に防止するとともに、経営の健全性を高めるための内部管理体制の整備及び維持を図っております。また、必要あるときは適宜、弁護士、会計監査人及び税理士等に相談を行い、管理体制の強化を図っております。

f. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は株主総会、取締役会、監査役会、内部監査担当、リスクコンプライアンス委員会、会計監査人、といった機関を有機的かつ適切に機能させ、企業として各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。

監査役会設置会社を選択したのは、監査役任期・独任制維持の観点から、長期安定的体制監査・監査役の単独権限行使が可能な監査役会設置会社が現状におけるガバナンス強化に資すること、また、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任しており、当該体制において、取締役の相互監督及び監査役による経営監視機能が十分に機能し、経営の適正性・健全性が確保されていると考えているためであります。

また、コンプライアンス違反やリスク発生の防止や対応をするためリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は決算作業の早期化、監査法人との連携による株主総会招集通知の早期発送に向けた体制整備を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの株主に出席いただくために、他上場企業の株主総会の集中日を避けた日程設定を行うこととしております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトにディスクロージャーポリシーを掲載し、情報開示に対する基本方針や開示方法等についての記載を検討しております。	

個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に行うことに加え、個人投資家向け説明会の実施や機関投資家への訪問を計画しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専門ページを開設し、決算短信、有価証券報告書(四半期報告書)、適時開示資料等の掲載を検討しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様へ、当社の経営方針、事業活動、財政情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としてIR活動を実践いたします。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。株主やお客様をはじめ、取引先、従業員等、あらゆるステークホルダーが、的確な情報を適時・適切に入手し、当社を適正に評価いただくことを目的としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2021年5月14日付の取締役会において、有価証券上場規程第439条で定める「内部統制システムに関する基本方針」の決議を行っており、現在その体制に基づき内部統制システムの運用を行っております。基本方針の概要は以下のとおりです。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守する。
- (b) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。
- (c) 人事総務部をコンプライアンスの統括部署として、リスク管理・コンプライアンス委員会と連携の上、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、組織的にコンプライアンスの強化を行っております。(具体的には年4回の「リスクコンプライアンス研修」を実施しております。)
- (d) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査担当(専任者1名)を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。(具体的には、四半期ごとに1回、さらに必要に応じて情報交換を実施しております。)
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「取締役会規程」「文書管理保存規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- (b) 文書管理部署の人事総務部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。(具体的には、リスク管理部門として人事総務部がリスク管理活動を統轄しております。)
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (b) 取締役会のもとに取締役会事務担当を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部門長に伝達する。また、社長及び担当取締役は各部門長に経営の現状を説明し、各部門長は各部門の業務執行状況を報告する。
- (c) 取締役会のもとに各部門長で構成された取締役週次報告会を設置し、担当部署から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行う。
- (d) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務分掌規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

e 当社における業務の適正を確保するための体制

- (a) 「企業理念」を全社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
- (b) 内部監査による業務監査により、当社の業務全般にわたる適法性・業務効率性を確保する。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
- (b) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとする。

g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (b) 監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。
 - ・取締役会議事録
 - ・取締役週次報告会資料
 - ・各種規程
 - ・その他監査役から依頼のあった全ての資料

h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 代表取締役及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- (b) 監査役は、取締役を始め、取締役週次報告会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- (c) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びその特別利害関係者、株主、取引先等は、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

当社における方針・基準等については、「反社会的勢力対策規程」において定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、反社会的勢力に対する業務を所管する部署は人事総務部とし、不当要求等に対する対応部署への速やかな通報や外部専門機関への相談など体制を構築するとともに、「反社チェック対応マニュアル」を整備しています。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

外部組織との連携に関しては、2020年9月に公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会 愛宕地区特防協に加入し(2021年4月に本社移転に合わせ万世橋地区特防協へ地区異動しております。)、反社会的勢力に関する情報の収集に努めています。また、2020年10月には当社における不当要求防止責任者(取締役管理本部長)を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

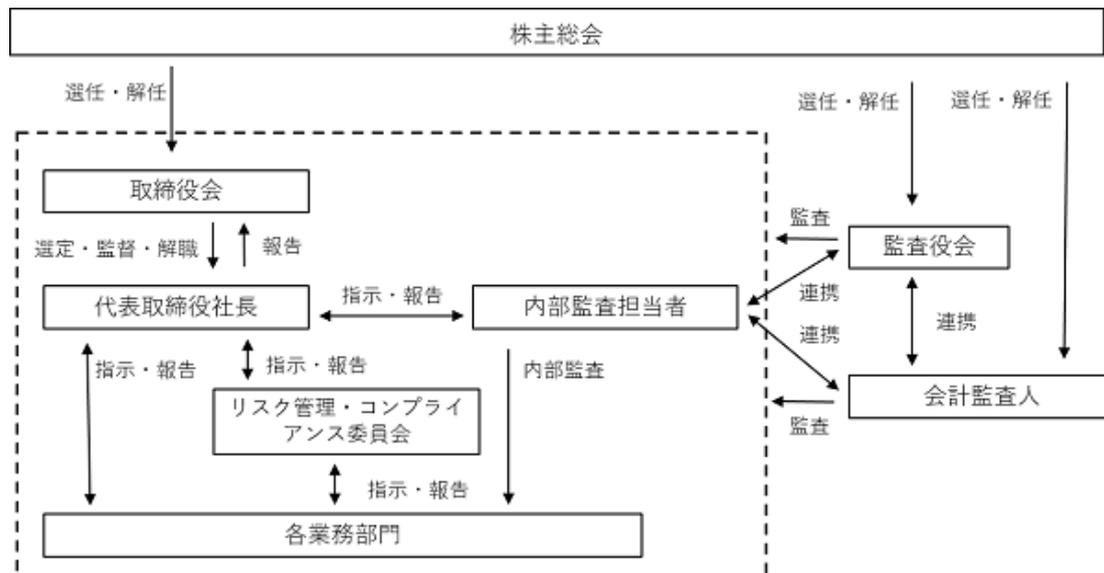
買収防衛策の導入の有無

なし

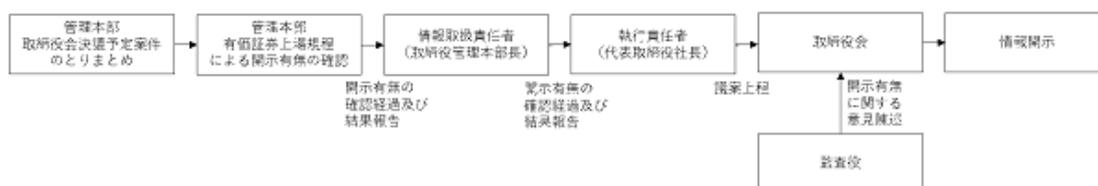
該当項目に関する補足説明

上場申請日現在、買収防衛策は導入しておらず、また、その計画もありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



< 当社に係る決定事実・決算に関する情報等 >



< 当社に係る発生事実に関する情報等 >

